

学校感染症とその出席停止期間について

下記の病気は学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止となります。医師の許可があるまで学校を休ませてください。医師に「治癒証明書」を記入していただき、登園・登校日に持参してください。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、保護者記入による「療養報告書」の提出でも可。

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、 南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群中東呼吸器症候群 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルス A 属インフルエンザウィルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ ※療養報告書または治癒証明書の提出でも可 （鳥インフルエンザ H5N1 及び新型インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（こども園は 3 日） を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 ※療養報告書または治癒証明書の提出でも可	発症後 5 日を経過し、症状軽快後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌剤による 治療が完了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがない と認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他感染症：・溶連菌感染症・ウィルス性肝炎・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・手足口病・流行性嘔吐下痢症等	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがない と認めるまで ←※の感染症は、条件によっては医師の判断により出席停止 の措置が必要と考えられる感染症です。医師にご相談下さい。

治癒証明書

クラス

氏 名

感染症名

出席停止期間

令和 年 月 日 ～ 月 日

感染症の予防上支障がないと認めますので、登園登校可能と認めます。

医療機関名及び医師名

印